

国立大学法人京都大学会計規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(減価償却)</p> <p>第38条 固定資産は、事業年度毎に、取得価額を 基にした償却を、所定の方法により行わなければ ならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(減価償却)</p> <p>第38条 固定資産は、事業年度毎に、取得価額を 基にした償却を、所定の方法により行わなければ ならない。</p> <p><u>(減損処理)</u></p> <p><u>第38条の2 固定資産のうち、別に定めるものを</u> <u>除き、所定の減損処理を行わなければならない。</u></p> <p>附 則 この規程は、平成18年6月28日から施行し、 平成18年4月1日から適用する。</p>